

## 定款変更案等に対しての会員から寄せられた意見等

---

### 1 JA6WFM 中村博典氏

新社团法人への移行後社团局の会員の選挙権の喪失については改正の説明には目を通しています。

まず仮に新社团法人に関して国が決めた法令に団体会員には選挙権を与えることが出来ないと謳ってあるのならいたしかたないと考えます。そうでなければ、あの説明は選挙権を与えることが出来ない絶対的な理由とはなり得ないと考えます。

現実的でないリスクを理由に選挙権を与えないことよりも団体であろうが一会員として社員や理事の選出又は連盟の運営に賛否の票を投じる権利は残されて当然ではないでしょうか。ここで選挙権を与えないとするならば社团局の会員に対する位置付けを見直す必要があると考えます。

関連して会費、サービス、権利等です。これらもセットにして検討する余地があると考えます。

以上 評議員ではありませんが一社团局会員として意見を述べさせていただきました。

---

### 2 JI1ETJ 金子 登氏

【はじめに】

委員会開催中に委員の発言を遮り恫喝まがいの発言をする委員がいると巷間もれ聞いております。貴委員会にふさわしくない人物であると思量されますので当該委員の辞任を求めます。こういう理事がJARLをダメにしたのです。西の方のお方。

【支部】

各地域の支部により状況は多種多様であると思しますので「茨城県支部（以下、支部）」の現状を例にとって申し上げます。

支部は「JARL登録クラブとそのメンバーのための支部」という色合いがたいへん強く、JARL登録クラブに所属していないと支部行事に参加しにくい状況になっています。また、近年支部大会（支部の集い）を開催していないため支部予算の使途がJARL登録クラブ以外に対してはほとんど公開されていないのが実情です。（茨城・栃木合同ミーティングというキャンプ行事で簡単な資料はJARL登録クラブ員以外にも配布されますがキャンプ場という性格上参加者は限られますし質疑応答もなされません）

支部予算の会計報告は関東地方本部長に提出され、そこから関東地方本部監査長へ送られ、JARL事務局に保管されると聞いております。しかしJARL事務局で把握しているのは会計報告のサマリーであり、明細については確認していないとも聞いております。

支部の会議費の多くは支部行事のひとつである「支部役員・（JARL登録）クラブ代表者会議」に出席した者の昼食代に使われています。しかしながらこの昼食代は会議費とひとくくりされているため、会計報告書からは詳細がつかめません。本来こうした会議に出席するのはボランティアであり、支部費でそれを賄うことはおかしいと思います。

地方分権という考えからは各地域ごとの組織は必要であるかも知れません。しかし、それがJARL登録クラブ員だけのものだとしたらまったく不要であると思います。

#### 【QSL】

転送費用の削減を考えるのなら、なぜJARLは電子QSLの利用を積極的に推進しないのでしょうか。

電子QSLの利用が増えたとしてもそれが100パーセントになることはないでしょう。紙QSLには紙QSLの良さがありますし、すべてのJARL会員が電子QSLを利用できる環境にはありません。

しかし、電子QSLが普及するところにより紙QSLが減り、転送費用の大幅な削減が期待できるばかりかQSL発行者にとっても経費削減となるためマイナス要因は見当たりません。

JARLが積極的に推進すれば電子QSLの利用は飛躍的に増加するはずです。

JARLは「QSL転送をやめたら誰も会員でなくなってしまう」と危惧していることでしょう。しかしそれは既に述べた理由からあり得ません。むしろQSL転送は電子QSLに限りJARLNEWS購読もPDFファイルのみに限定した「割引会員」を新設すれば会員増加につながるのではないのでしょうか。

QSL転送量に応じた従量制導入には反対します。また、会費前納会員からQSL転送費用を徴収することにも断固反対します。

#### 【会費】

会費前納会員の権利が一部終了する改革案については断固反対します。

これは契約であり、契約を一方的に破棄するような事態になれば執行部は総辞職するのが当然であると思えますが、原昌三会長以下そのような気配はまったく見られません。

それどころか、40年間にわたり会長の座を離れようとしない原昌三氏には憤懣を禁じ得ません。早く辞めてもらいたいというのがホンネです。

QSL転送費・JARLNEWS購読費を納めるような改革案が出ていましたが、その金額が値上げされないという保証はどこにもありませんし、結果的に一般会員と同じ費用を分担するようになると思えてなりません。

JARL職員・専務理事への給与（賞与含む）に経費がかかりすぎていませんか？

ARDF海外派遣は本当に必要でしょうか？

会員から会費をむしり取る前にまずJARL事務局にかかっている費用の削減を強く求めます。

#### 【おわりに】

意見募集期間中にあらためてメールを送ることも考えられます。

その際はどうぞよろしくお願い申し上げます。

---

### 3 JA2TTH 服部高光

附則2 本連盟の第22条第2項に規定する最初の代表理事は とし、同項に規定する最初の業務執行理事は とする。

について、次のような表現に変更することを提案します。

附則 2 社団法人日本アマチュア無線連盟の会長、専務理事の職にあった者は、第 1 項の設立の登記の日において定款第 22 条第 2 項に規定する一般社団法人日本アマチュア無線連盟の最初の代表理事、業務執行理事とみなす。

(理由)

1. 定款の文言は議決により今後変更されることはあり得るが、附則は定款が存在する限り変更されずに永久に残る部分である。この附則に という個人名が載ること自体、理解しがたい。こういう場所に個人名を載せることは避けなければならない。規則改正案の附則 2. 3 のような「みなす」規定にすべきである。
2. 事務局長は「法律に定められている事項なので変更できない」との言のように聞き及んでいるが、個人名を載せることを法律が許すはずがない。また、売名行為と取られかねない。これをそのまま放置しておくことは、JARL の歴史に汚点を残すことになると思われる。

---

#### 4 JP1QYO 岡崎直大氏

- ・会長および理事を任期制として多選を禁止してください。
- ・役員選挙は 1 名を選ぶ単記制としてください。
- ・役員は定年制にしてください。

今の JARL の諸問題はすべて固定メンバーによる老害によるものと考えます。

---

#### 5 JA6WFM 中村博典氏

第一回会議速報に目を通しました。

改正について会員の意見を求められていることは会員にとってありがたいことです。

出来れば会議の速報版のような決まったことの結果報告でなくどのような修正案が構成理事から提案されたのかを委員会として正式に公開し、それに対しても意見を求めるようにしていただけないでしょうか？

そうすることで、より具体的な会員の意見を聞くことが出来ると思います。

また、委員会の中では多数決で受け入れられなかった提案でも会員の意見は異なるかもしれません。それを参考に修正案に組込むかどうかを継続審議されてはいかがでしょうか

現在委員会以外で会員が知りえている情報は委員会からの正式な発表でなく、第三者からのものです。

それらの情報には会員が誤解を招くこともあり得る個人的な見解も含まれておりますので委員会からの正確な情報が必要です。提案した理事本人が自分の考えを web 等で掲載することは何ら問題ないと思えることを付け加えておきます。

---

#### 6 JA4ESA 福井孝之氏

終身会員です 次の事は残していただきたい

1. E-Mail の転送
2. Jarl News の E-Mail 配布
3. オブザーバーとして各種会合への参加

JARL の経済的負担は非常に軽いと思われる

---

## 7 JA3DBD 宮本荘一氏

審議委員会のみなさんご苦労様です。

最近のJARL会員特に総会の質問などを見て、それが日本社会の実情とはいえ情けない気持ちを少なからず持っています。

アマチュア無線は趣味ですから、活動への参加は手弁当が原則です。それが基本であるべきです。皆さんが自分たちでお作りになったクラブで活動する時、いちいち費用を請求しますか。皆さん自己負担で動くのではありませんか？

JARLでもそれが原則ではないでしょうか。総会の質問を聞いていても、要求と自分権利ばかりを主張したり、会費の損得話ばかりで、自分はこの部分は貢献できる、お手伝いが出来ると言った奉仕の精神に欠けている人が大部分のような気がします。そのような人には社員になって欲しくないというのが率直な気持ちです。

定款改正の最重要ポイントの一つである社員の要件について次の点を是非満たして頂きたいと思います。

- ・入会后連続3年以上を経過していること。
- ・正員5名以上の推薦を得られること。
- ・社員になった後、地方本部、支部などのスタッフとして活動する義務。

(こうすることにより、会員との接点が出来るとともに会員へ奉仕する現場となります) これらを満たさずして社員となり権利ばかりを主張して、責任を果たさない人は社員としては失格です。

---

## 8 JA5ARW 森國幹夫氏

地方本部、支部の廃止に思うこと

1. 提案者はJNの『地方だより』を読んで、地方本部、支部の活動状況を把握しているのでしょうか？ はなはだ疑問に思っています。
  2. 支部大会の参加者が50～100人位と言っていますが、当支部の会員数は649名ですが支部大会(ハムフェスティバルin香川)には170余名の参加があります。
  3. 支部大会(ハムフェスティバルin香川)は抽選会、そして会員の親睦の場でもありますが、講演、支部主催のマラソンコンテスト表彰、自作品展示コーナー、メーカー展示、出席者の大きな楽しみであるジャンク市には大阪からの出店(赤字覚悟の)があります。
  4. 28万円余りの予算で支部報を年1回発行し県下の会員に届けています。製作技術講習会、ARDF(愛媛県支部と協賛)は多くの方の協力を得て独立採算(参加者の会費)で行っています。
  5. 提案者は支部運営に関わった事があるのでしょうか？。関わった事があるのであれば、小生の言っている事を理解していただけると思うのですが - - - -。
- 

## 9 JH3KCW 吉川 寛氏

早速、「第1回 定款・規則等改正審議委員会議事録」も読みました。

定款第65条の改正に関する意見・要望です。

支部廃止論に、強く反対、抗議します。

支部廃止はJARL組織の解体につながる重要な問題であると危惧します。

経費節減だけを理由に、机上での単純な発想で支部を廃止するという考え方は暴論であって、JARL を足元から支えている支部活動の現実を知らない方の発想です。支部廃止を迫る理事の方々、過去に支部組織をまとめ、支部運営に関わって汗を流し、ボランティア精神で尽力された経験があつての事でしょうか？

いったい何を考えているのか理解できません。支部等を廃止し中央集権の組織にするというのは、JARL を単なる QSL 転送会社と考えているのでしょうか？ですから、JARL 総会の質問においても、JARL 会費の内 QSL 転送費がいくらかというような発想が生まれてくるのです。

支部は少ない予算をやり繰りをして、支部役員や登録クラブの甚大なるボランティア活動によって支えられているのです。そして、地域の個人->登録クラブ->支部と、趣味を同じくするコミュニケーションの広がりがあり、その結果 JARL で存在しているのです。本末転倒だと思います。

支部組織は、理事のように選挙で当選・落選ではなく、地域でのコミュニケーションと人間関係を大切にしてお人財を確保し、永年に亘り育ててきたものです。一度廃止すれば、人間関係が薄れ、今後の再組織は大変に困難になります。地域でのコミュニケーションの単位は、都道府県が基本です。

奈良県支部では以前から、地域社会への貢献や青少年育成活動にも重点を置いて取り組み、アマチュア無線が地域社会に認知される努力も重ねてきました。

支部組織なしに中央だけで、アマチュア無線離れの進む現実の社会の中で、忘れ去られる趣味にならないような施策を実行出来るのでしょうか。

定款・規則等改正審議委員会の皆様、是非、奈良県支部のホームページのすべての掲載内容を隅々までじっくりと良く見て下さい。地域での活動報告を 10 年間に亘り詳細に掲載しています。ご覧になった上で、ご判断下さい。それでも支部廃止を言えますか？

JARL 奈良県支部 H P <http://www.jarl.com/nara/>

現実も見ず支部の存在をそのよう考えている現職理事がおられることに、支部運営を切り盛りしている支部長として情けない思いがします。

定款・規則等改正審議委員会の皆様、JARL の崩壊を招かないために、机上の空論に惑わされずに的確な判断をお願いします。

---

## 10 J F 1 M I A 菅原 隆氏

定款等の改正について意見を送ります。

名古屋総会 6 号議案では、社員選挙の 1 票の格差があまりに激しく、関東地方は著しく不利に扱われています。

特に東京や神奈川のように大きな支部はひどいものです。1 支部に 1 社員の割当てですが、支部の規模は大変大きな差があります。2 百名の釧路支部から 6 千名を超える東京支部、神奈川支部もあります。これだけ規模が違う支部を同じに扱うのはとんでもない話です。

釧路支部から 1 名社員を出すなら東京は 35 名、神奈川は 30 名の社員を出すべきですが、それは無理でしょうから支部選出の社員は無くすべきです。

地方本部毎の社員数も関東地方は著しく不利になっています。会員数に応じて社員数を

割り当ててください。

定款改正後は総会に直接参加できなくなるので、社員選出の公平性は重要です。

1票の格差が無いようにしてください。

以上、よろしく申し上げます。

---

## 11 JA4DND 松浦博美氏

ご苦労様です。

下記と通り意見、要望を送ります。

H.22.7.23

1. 定款、規則改正に関する意見募集ということで会員からの意見を聞くという姿勢は評価できます。

ただし、この委員会は3回(+予備1回)の審議で8/2(予備8/10)で審議を終了、一定の案を作成することになっている。

しかし会員からの意見募集は8/31まで。この日程でどう審議に反映するのか？

委員会の審議に反映する気もなく単に聞くだけ！のジェスチャーといわれても仕方がない。委員会として意見要望を踏まえて、または参考にして審議を進めるのが当然。

そういう意味で日程的に著しく公平さと誠実性を欠いた進め方と思う。

さらに、名古屋総会で否決された論点および今回の委員会で論議されている

重要項目についてA案、B案(またはC案)を明記しその各案に対し会員の賛否、意見を頂き、審議の参考にされるよう提案する。

定款、規則などは何回も熟読してもその内容を理解するには相当の時間、労力を必要とする。

意見を求めるなら改正各案の相違点などを明記し、少しの説明を付記するくらいの準備対応が必要で、何か意見があれば出せでは意見の集約方法として乱暴すぎます。

またはいわゆるパブコメとして後日会員の意見を聞くという方法もあるはずです。

会員からの意見を聞くならもっと多くの意見が寄せられるようまたその意見、要望が十分反映されるよう対応、努力すべきではないでしょうか？

2. 以下 各項目について意見を述べます。(追加あれば後日送ります)

**理事** 基本的には会員の選挙権、被選挙権は制限すべきではないと思うが現状ではあまりにも長期にわたって在職しその弊害が指摘されています。JARLの業務が期待される会員目線のサービス業務と相当かい離してしまっているという意見が多い。その反省から今後は組織が活性化され、会員の期待に沿えるような組織体制を確立するため最低限のルールが必要と思う。

年齢制限：70歳未満(投票日基準)

任期制限：連続6年~8年(新定款以降)

**地方本部選出理事**

一般法人化にともない理事と理事会の責任、権限は大幅に強化拡大され組織としてのガバナンスは相当大きく求められる。

地方本部理事は無投票で決まる場合が多い。

今年の選挙でも 10 人のうち 8 人が無投票である。

一般法人としての理事会ガバナンスの観点からも理事は全国エリアに統一すべきである。

また理事数は昨今の会員数の変動に対応して見直すべき。

理事：全国理事に統一

理事数の削減 17名 10名

地方本部長の職務は従来どおりで専務理事の元におく。

社員 ガイドラインでは 1/500 人程度であるが効率的運営の観点から総数は 120 人 ~ 110 人程度とすべき。

また 各支部（県）から 1 名選出し支部長の任にあたるという（規則 38 条）規定は廃止し、支部長は支部活動の責任者として別に選出すべき。

支部長 = 社員は 支部長は地方本部長の元で支部活動を行う。従って支部長でない社員との間で社員としての権利行使において（社員総会など）その公平性が確保できなくなる恐れがあるため、この規定には強く反対する。

また社員定数は会員数に比例を基本に総数を上記範囲とし、いわゆる 1 票格差を 2 倍程度とするよう調整する。

各支部（県）最低 1 名の社員選出が必要という考えもあるのでこの意見を加味してエリア毎の定員を試算すると次のようになる。

エリアごとの定員：61とした場合	(計)	(正員数/社員1人)
1 エリア 21 + 8 (支部単位の正員)	29	815
2 8 + 4	12	707
3 8 + 6	14	594
4 4 + 5	9	487
5 2 + 4	6	367
6 5 + 8	13	402
7 5 + 6	11	501
8 3 + 8	11	336
9 2 + 3	5	374
10 3 + 2	5	652
計 61 + 54	115	格差：2.2倍

各支部 1 名 + エリア毎の会員数比例 (61) で総社員数 115

支部長は社員選挙と切り離し支部活動のリーダーとして適切な方法で選出する。

今後会員数が大きく変動した場合エリア毎の定員と連動して社員総数を見直す

監事 2 名とも正員から選出となっているが、一般法人として一層の透明性が求められ職務の責任範囲、専門性はそうとう大きくなっています。

またコンプライアンスの観点からも 1 名は外部から専門家や適任者の選

任が可能とすべき。

また 正員から選出する場合選挙にすべきという意見もあるはず。  
これについては慎重に検討されたい。

選挙 連記制の弊害が多く指摘されています。 名古屋総会の定款否決の大きな  
ポイントであります。今回の改正論議の中で真剣に議論をお願いします。

社員選挙において選挙公報の提出と推薦人が規定されていません。  
社員総会では理事、監事の任免など重要な責任があります。その議決権を  
行使する社員選挙において立候補の所信や考えかた、またプロフィールな  
どが正員に周知されないのは正常かつ公平な選挙が行える保障がありませ  
ん。これはぜひ改善いただきたい。

理事、社員、その他の選挙においていわゆる単記制とする。

社員選挙においても選挙公報および推薦人（5名）を必要とする。

未成年者の被選挙権は会員の基本的権利としてこれを制限しないこと（定款  
20,規則 22 条）

社員総会 定款 33 条 社員総会の権限で 「法人法に規定する事項およびこの  
定款で定めた事項」が議決する内容と明記されていますが、わかりにくい。

下記のようにもっと簡潔に明記すべき。他の法人の定款の例を参照ください。

< 社員総会の権限 >

- ( 1 ) 役員を選任、解任 ( 理事、監事 )
  - ( 2 ) 役員報酬の総額 ( 専務理事 )
  - ( 3 ) 定款の変更
  - ( 4 ) 貸借対照表、損益計算書および附属書類の承認
  - ( 5 ) 会員の除名
  - ( 6 ) 入会金、会費等に関する事項
  - ( 7 ) 解散および残余財産の処分
  - ( 8 ) 合併
- 以下省略

会費と QSL 転送及び終身会員問題

いわゆる会費前納会員と一般会員双方の理解と合意を得るにはまず、JARL の  
判断の甘さが最大の原因と認めお詫びすることが大前提。

そのうえで、

会費から QSL 転送費相当分を分離し、QSL 転送費は希望者のみ払う。  
また QSL 転送の頻度（例えば年 1 回、毎月等）に応じて転送費に差を設  
ける。

会費と QSL 転送費の金額は実態に応じて別途試算する。

（21 年度決算ベースでは QSL 転送費用は一人当たり 2000-2500 円程度、



会費は 5000 円前後)  
前納会員の皆様の会員としての権利は終身保障。(QSL 転送費以外の  
会費は不要)  
会員の資格、種類に 終身会員を追加。(該当者不在まで)

---

## 12 JO3LJO 岡本康平氏

今年度の通常総会でいただいた改正案の中を読んで疑問点は何点かありましたので、何点か上げさせていただきます。ご審議よろしくお願ひします。

11月21日の臨時総会で新定款・規則が可決されることをお祈りいたします。また、心から応援いたします。

### 疑問1

(会員の資格の喪失)について

第11条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する

(2) 総社員の同意があったとき

という項目があるがこれは社員全員が同意したという理解でいいのか。

これは、いわゆる除名とは違うのか。どのようなことを想定してこの項目があるのか疑問である。

### 疑問2

(除名について)

第13条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において総社員の議決権の3分の2以上の決議により、該当会員を除名することができる。・・・(以下省略)。

(5) その他正当な事由があるとき

誰の基準で正当か正当でないのかを判断するのか疑問。あいまいではない。

### 疑問3

(社員の資格等)

第20条 正員のうち、未成年者は、社員になることができない

意見だが、未成年者を20歳未満とすればどうか。

未成年者は20歳以下の者をさすことが多いが、男子は18歳、女子は16歳で結婚できる。未成年者でも結婚すれば、成人となる。この定款では、社会通念上未成年者を社員にするのはいかなるものかということで新定款案に盛り込まれたものだと思うので、修正されたほうがよろしいかと思ひます。

### 疑問4

第6章 顧問及び参与

第29条には顧問、30条には参与に関することが規定されている。選任方法は理事会、会長が選任することになっているが、どのような人に顧問、参与になってもらうのが規定されていない点が問題ではないのか。

#### 疑問5

##### 第8章 第44条（権限について）

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な事務局の職員の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 本連盟の業務の適正を確保するための体制整備
- (6) 第53条第1項の規定に基づく役員等の責任の免除

と規定されてますが、この規定のなかで「重要な」と「多額」というのがあいまいではないか。何を以て重要か、何を以て多額なのか私にはわからない。

#### 疑問6

##### 規則 第22条（被選挙権について）

2 次に掲げるものは、被選挙権のないものとする

- (1) 正員以外の会員
- (2) 日本の国籍を有しない者
- (3) 満20歳に達しない者
- (4) 選挙の告示のあった月の会費を納入していない者

この中で、「成年被後見人又は被保佐人になったとき」というのを入れた方がよいのではないか。第1回の改正審議委員会で成年被後見人又は被保佐人となったかたの会員資格喪失をやめると言いました。しかし、判断能力が衰えているため被選挙権の剥奪をした方が社会的にも、成年被後見人、被保佐人の利益になりますのでご検討ください。

それと、(2)日本の国籍を有しない者とありますが、このような項目をいれる意味が単純にいまいち理解できません。それと、この項目が規定されることにより選挙に出馬する際は戸籍謄本やパスポートの提示を選挙管理委員会ですということになるのか。プライバシーの問題にならないか。人権問題にも関わりそうな問題なので、もしこれを盛り込むならばしっかりとした理由が必要だと考えます。必要あるのかないのか一度ご検討ください。

#### 疑問7

##### 選挙規定 第9条（資格審査）

立候補届を受け付けた選挙管理会は、遅滞なく候補者の資格審査を行い、適格であるときは、届出人に受理の証を発行しなければならない。また、不適格であるときは、理由を記載した文書を添えて、当該立候補届を返却するものとする。

この中で「適格」、「不適格」と出てくるが何を以て適格か不適格かと言うのか。また、選挙管理会の誰が適格か不適格が決めるのかわかりません。

以上私が疑問に思ったことです。

定款・規則等改正審議委員会でご審議ください。

---

### 13 7N3OEP 藤牧忠親氏

#### 定款改正案

第4章の条のいずれかに、追加をお願いします。(名古屋総会での回答を前提として)「社員には、規則で定めるところにより、その職務を執行するために要する費用を支給することができる。」

第27条第2項の修正をお願いします。

役員には、規則で定めるところにより、その職務を執行するために要する費用を支給することができる。

#### 規則改正案

上記の条規追加・修正案に対応するため、規則に実費弁償の範囲を明示すると良いかと考えます。

例：

宿泊費：対象外

交通費：

航空機：国内線普通席。国際線エコノミークラス。

鉄道：新幹線・JR特急は普通車指定席。

JRの(急行・)快速・普通列車は普通車自由席。

JR以外は原則として運賃のみ。ただし、座席指定列車の

普通車指定席は可。

船舶：2等運賃。

自動車：路線バス運賃。ただし、身体障害、路線バスなしなどの場合はタクシー可。

---

### 14 JA1RAD 菊原 将氏

#### 第21条 理事の定数について

地方と本部のパイプ役として、現17名の必要性は理解できない訳けではない。

しかし、財政的にパンク寸前の団体で会員数激減の中昔の良き時代のままでと言うのは無理がある。

会費を値上げすれば、会員数の更なる現象が見えている

状況下で、リストラもない。地方組織への分配金も大きく削減しない。

JARLの財政的基盤を今後どのようにしたいのか？

末端会員には、見えてこない。これが不安を助長している。

#### 第25条の再任について

優秀な人材なら、何度でも再選されれば良い。しかし、優秀な人材とは？

上記のように破綻寸前の財政状況を作った旧理事の責任では？

だとすれば、会員収入の増加が見込めない現状で、旧態以前の予算しか組めない理事が優秀な人材だと言ってはばからない理事は、総退陣すべきである。

最後に・・・・・・・・

「定款・規則等改正審議委員会」において議事録の中で、まったく発言者名の出てこない理事がいる。

手弁当で交通費自分持ちなら発言のない理事が居ても特段指摘すべき事項ではないが、交通費がJARL持ちなら発言をしない理事は参加させるべきではない。

理事と言う要職なので、選挙で選出されたと思われるので投票した会員の代表なので解任とは言えないが、猛省を促します

以上

---

## 15 JJ1HHJ 松浦 匡氏

第1回・第2回の速報を読みました。

何にも増して、75歳定年制に反対し、もっと低い年齢へ引き下げた設定を強く願います。

現状、定年は多数の企業で60歳であり、高年齢者雇用安定法の趣旨を容れても65歳への引き上げまでが一般的でありましょう。

選挙で決定される理事者はもう少し高年齢であっても良いという立場もあろうかとは思いますが、例えば国会議員についても諸政党が66歳・70歳・73歳等に設定していることはご存知かと思えます。OM/OT 諸氏の人生経験を衆参両院議員以上に活用頂くようなポジションなのかという議論はありませんか。

一般的な60歳、趣味の組織であることを考慮しても65歳やそれを少し超える程度を定年とし、60代後半以降の先輩方にはご勇退頂くのが妥当であろうと考えます。ご検討下さい。

また、発言者が明記されていませんが、第1回議事録によると 原外しをしたいのではないかという意見が出ているようで、定款・規則等改正の審議の名目で、単なる権力抗争の場になっているのではないかと憂慮しております。

法人改革とも合わせて今後の組織をどうしていくかのための規則等改正を連盟・会員のためにしっかり議論して頂き、その本質から或いは目を逸らさせようとしたり目を背けたりするようなこういった下らない発言はお控え頂きたいということを申し添えます。

尚、多選についても一定の制約を設けるべきと考えますが（私は現在開局20余年の30代前半ですが、公益法人の代表者が20年以上変わっていないばかりか、私の生まれる前から同じ方だというのは一般的には信じ難いことであると思えます）、その点は様々な意見が出されているようですので見守らせて頂きます。

---

## 16 JL1KRA 中島潤一氏

定款改訂で以下の点を反映するようにしてください。

5条

・JARD, TSS が行い、もはやJARL 自らが行っていない ”アマチュア無線局の無線設備等の適否認定” を削除

## 5 条

- ・ ”アマチュア無線に関する講習会、講演会、研究会、競技会等の開催 ” を実態とアマチュア無線業務に沿ったものとする。講習会、研究会、競技会を削除、コンテストを追加

## 24 条

- ・ 組織の私物化につながる役員の大選の禁止、2 期までとする。

## 20 条

- ・ 理事の定数を半減して理事個々の責任を明確化する

### ( 選挙規則 )

- ・ 大選の温床になる連記式選挙の廃止

## その他

- ・ 硬直した支部体制を廃止して、地方毎に自発的な会員の活動を促すこと

以上

---

## 17 J A 5 R E F 清水宏典氏

まず、JARL 臨時総会開催に反対します。

誰が、どのような必要性で決裁したのか、明確にしてください。

( 誰が、とは、理事の中の誰が、という意味です )

JARL 臨時総会に対する経費支出に反対します。どのような権限で支出を決定したのか。

これ以上、無駄な支出をしないでいただきたい。

来年の定期総会で十分間に合うことに対して、臨時開催する理由がありませんので中止を提言します。

以上です。

---

## 18 J A 1 L Z R 岩倉 襄氏

7 月 29 日に公開された審議委員会議事録は従来この種の審議の過程が不透明だったことを考慮すると我々会員にとって大変良いことであり大いに歓迎したい。

- 1 . 定款変更が承認されなかったことの意味の重大さを十分認識して欲しい。

単に公益法人改革による一般法人への移行で済まされる問題ではなく JARL の単年度赤字を早急に解消しなければ存在が危うくなるのが前提にあるにも拘わらず従来の延長線上で議論されているような印象を受ける。そのためには役職員の大幅な削減、人件費の見直し、現行業務の見直しが不可欠です。これを実行するために本来の JARL として最低限の業務を遂行するために任意法人にすることも視野に検討すべきだと思います。

- 2 . 狭い日本に配慮すべき地域的な特別な事情があるとは思えません。会社で例えて云えば大きな地方支店の支店長が取締役を兼職するということでしょう。理事は選挙で選ば

れた経営者ですから支店長を監督する立場にあります。地方の事情に精通しているものがJARL本部の運営に関与する必要があるとは思えません。本来理事たちは収支予算、公益法人改革対応問題など地方組織とは別次元の見識が要求されている筈です。理事の定員削減に賛成です。

---

## 19 JA6WFM 中村博典氏

委員会が意見聴取している目的について伝わってこない部分がありますので「個々の意見に対して回答なされない」という約束事を承知の上で以下お尋ねします。

会員は5月の総会で議案として提出された内容に関して修正要望等意見を述べることは可能です。

しかし、委員会開催時にどのような提案が審議されるのかを事前に知りえることができません。つまり提案されるであろう内容に絞って意見を事前に述べ難い状況にあります。

委員会後に議事録が公開され、ここで初めて新たな修正箇所の案が出て委員会内で審議「決定された内容」を知ることが出来ます。この時点でその内容について意見を述べる事が出来ます。

例えば、「支部制度廃止にはこれこれの理由で再検討をお願いします」とか「支部の存在価値を認めている会員もいるが、自分の周りには支部の必要性をあまり感じていない人も多い」などの意見が寄せられると思うのです。

しかし、第二回の委員会報告には第3回で委員会は終了し（決定）内容の整理が目的で「リバウンドさせない」と明記してあります。つまり、再審議はやらないのかと、理解しています。

このような進め方で、どの時点で会員の意見が反映されるのでしょうか私の云う反映の意味は、希望が受け入れられるということだけでなく会員の意見に関して、審議されたが、結果はどうだったかということです。

この会員から寄せられた意見に関して、議事録には、何件の意見があったという以外は委員会の中でどのように審議されたのかどうか何ら記載されていません。

委員会が終了すれば、理事会、評議員会へその修正案を持っていく流れだと想像します。その後は臨時総会です。

会員の意見を聴取するという事は、臨時総会に議案として提出する前に会員の声を取り入れた議案作りが目的だと理解しています。

最終的に「これだけの意見がありました」と公開するだけでなく委員会の審議の中で会員の意見を審議しましたが、委員会の結果としてこのように決定しました。というような報告はなされないのでしょうか

会員の意見を先ず委員会の中で審議されることを望みます。

せっかく会員の意見を取り入れようとされているのならばさらに信頼を得られるような、レスポンスを会員に対して返すべきだと考えます。

以上、委員会への意見として提出します。

---

## 20 JA2GXU 土屋正道氏

### 1. JARL 臨時総会の計画の即刻中止勧告

定款・規則等改正案を審議する為に、JARL 臨時総会を開く必要性を認められない、本件は来年の総会で議決する様にして、無駄な出費を抑えるべきである。早急にやらないと間に合わないと謂った様な戯言の類は、笑止であるし、理由に成らないのである。

所謂、総務省からの天下りの事務局長の大橋の企てた疑いがあり、大橋の実績作りに手を貸す疑いのある、安易で赤字の垂れ流し、即ち、一千万円以上の費用を浪費する臨時総会の計画を即刻中止すべきである。

また、総会は交通の便などの利便性より、今後は東京で開催すべきである。

### 2. 最近の世の中の一般常識的な裏社会との決別に反する疑いの理事の辞任勧告

2010年7月13日に開催された第1回定款・規則等改正審議委員会においてA. 提案「理事、社員は闇社会の人たちとの係わりを持ってはいけない。又その様な組織との係わりを排除する。」

これに対して、理事であり本件委員長である JA3HXJ より「JARL はこのようにつながりは全くない。新たな法律で規定されている内容もこれに沿って策定している。」と言っているが、本年の総会で提出された第6号議題には、具体的な文章として含まれていないのである。

これは、世間一般でよく言われる「語るに落ちた」と同様であり、この発言者は、裏社会の構成員等と係わりを持っていると同等の発言をした事に成る。

従って、この様な確信的な発言を持って良しとする JA3HXJ は即刻理事を辞任すべきである。即ち、定款・規則等改正審議委員会の委員長を他の方に選出し直し、本件委員会をやり直すべきである。

---

## 21 JA7-31009 石山咲紀子氏

JARL の会員局名録にコールサインとは別にパソコンメールアドレスを掲載する事を要望したい。

---

## 22 JA6PL 井地義智氏(1回目)

次の通り意見具申します。はじめに第52回通常総会において、JARL の将来を決める重要な議案が否決されたことは、非常に残念なことであります。

その背景を精査し、意見を取り入れるために、「定款・規則等改正審議委員会」が設置され、しかも当該総会において否決を主導した方が、理事として JARL の将来を担うことになり、委員として参加しています。重要議案を否決に持っていった方なので、その見識に大きな期待を持って議事録を拝見しました。

しかしながら、その修正提案の多くが、今回定款等全面的改正に至った法人改革法による法定項目であり、非常に落胆した次第です。議論以前の問題として、定款はまず法に基づくものであり、裁量の行使ができる部分について、組織に合った規定を作るものである

と認識しています。議論の中で、「事務局長不要論」がありますが、逆に法的助言を求めるために「必須」となりそうに感じました。

更に、議論の中で、定款等改正や前納会員の取り扱いは、「廃案」となり再議出来ないかのような記述があります。これは「一事不再議」を念頭に置いたものと推察しますが、「一事不再議」は当該総会において審議した議案を、その総会で再議する事を禁じているものです。

したがって、臨時総会において、元案をそのまま再提出することを阻むものではないと思量します。

「没収」について、JARL Web によれば、「公益法人改革の動き」と題する広報があります。その中で公益法人改革三法に施行後の5年を無為に過ごせば、総務省による「解散登記」が強制的に行われること。そのときは、他の公益法人等に「贈与」することが、法定されていると解説してあります。

「没収」という字句が、いずれに在るかは知りませんが、財産がJARLから無くなる事には変わりなく「没収」が、真に的を得ていると思います。

「議事録」について

議事録を早期に公開していることを、大きく評価します。

また、重要なポイントの発言に、「コールサイン」を記載していることも評価します。出来れば、重要な範囲を広げて頂きたいと思います。読んでいく中で、これはと思うものに「コールサイン」が無いこともあり、希望します。

項目別意見

(1) A について

事業年度変更には反対します。運営の継続性を保証することも必要であり、年度を変更する必要性を感じません。発言に、「予算、決算の総会をそれぞれ開催すると云々」とあります。発言者を知りたい。

結論に賛成。(新たには、不要。)

終身会員制には、反対。

結論に賛成。

理事の定数は、10人程度が望ましいが、現状、道州制も無く、実現困難。定款上17人以内で妥当。

反対。専務理事を設けた経過がある。

結論当然。本来は、提案を取り下げるべき。

定年制は反対。人の尊厳にかかわる重大事項。これを持ち出すことは、不遜と考える。

高齢者を人として認めないのであれば、この意見書も出すなと言う事と同義です。

結論の前段、任期について容認。後段定年制は反対。

と同じく、取り下げるべき。

前同。



結論妥当。

定款には、不要。

結論妥当。(公開必須。)

言葉なし。

不要。

Bについて

(3)の削除は、容認します。(4)の「失踪宣告」を削除する理由は、見当たらない。「死亡(失踪宣告を受けた場合を含む、)」とするも一案。

結論は、妥当。

決して「輻輳」ではない。

2項目だが、提案ならば、取り下げるべき。単なる質問なら、質問と書くべき。

と同じ。法の趣旨は、役員損害賠償の免除について、ハードルを高くしている当然の規定。理事の責任の重大さを痛感する規定。

結論は、妥当。三法以前の民法時代から、理事の賠償責任に関する法規定が存在。

当面存続。将来会員が減少すれば、肩書きだけになる可能性はある。

結論は、妥当。

A で記述済み。

以上

---

## 23 JA6PL 井地義智氏(2回目)

はじめに

急ピッチの審議ご苦労様です。第1回目につき、意見を記述します。

項目別意見

(1) JA1ELY 草野委員からの提案について

JG1KTC(敬称略)の発言に、共感しました。第1回の意見書に記載済み。なお、第1回で「天下り」を使わないとしていたにも関わらず、第2回議事録でも目にするのは、如何かと感じました。発言者を知りたい。

結論は、妥当。

取り下げ、妥当。

反対します。第1回意見書にも記載した通り、名古屋で廃案や否決なので、同じものは出せないということは、ありません。

反対した理由というか根拠を、前回の修正提案から見ても、確たるものが見当たらないことは、誰の目にも明らかと思う。否決した結果責任をどのように考えているのか、知りたいところです。

反対します。結論は、妥当。

結論を、容認します。

第1回意見書の通り。人の尊厳に関わる重要事項に付き、反対します。申し合わせも、馴染まない事項と考えます。

重任禁止については、4期8年を容認します。対象は、全て(役員・地方本部長・支部長・社員)とすべきでしょう。人材を得られなくなるといった議論は、すべきではないと考えます。それを出すならば、改正提案の意図を勘ぐられ、不正・不公平の謗りを免れません。

取り下げ、妥当。

同前。

選挙規定関係。実施するならば、「受付状況を速報すること。」としては、如何。(受付)(受理)と受付順に速報する。

結論を見ると、必要の無い提案。

結論は、画期的。妥当。

支部長となる社員と、社員で無い支部長が混在するので、理解が難しいかと同情します。結論は、妥当。

結論に、反対します。3人では、居ないのと同様。無理に書類を増やす必要を感じません。更に付言すれば、役員の10名も不要と考えます。出ようという意欲を買うことが肝要と思います。

以上

---

#### 24 J01EUJ 高橋俊光氏 (その後送られてきた修正により修正したもの)

定款改定に関して。

7月13日、7月23日の審議委員会議事録を踏まえて コメントいたします。

J01EUJ 高橋 俊光 (JARL 東京都支部 監査指導委員を拝命しております。)

先日のJARL名古屋総会では、第6,7号議案の投開票立ち会いをさせて戴きました。審議委員会議事録では、誰がどんなことを発言したのか記載されていることを評価します。理想は、(国会や政府の各種委員会の議事録と同様に)速記者を揃えて、一言一句正確に記載すべき(ヤジ、割り込みも含めて全て記載)でしょうが、速記者を使う場合の、速記から書き起こす時間的制約やその費用を考えれば、議事録作成者の労力は、かなりなものだと思いますが、大きく評価します。

全般的に言えることは、11月の臨時総会では、新団体法人に移行するのに際して、変更しないと所管省庁の認可が下りない部分のみを変更して上程するべきであると思います。

事業年度に関して。

前田理事の提案理由は当然であると思うが、変更するとしても、新団体法人に移行後の変更でかまわないと思います。

前納会員の扱い

に同様。

会費前納会員は、定款上の会員種別ではなく、規則の会費納入に関する条文での規定であるので定款には盛り込まずとも良居と思います。

理事定数に関して

各地の総合通信局ごとに1人、地方本部長を兼ねる理事は必用だと思います。

たとえば、各地の総合通信局に陳情等に行くとき、地元の地方本部長（理事）が出向くのとそうではないときの、先方の対応にも差が出るがあると思います。

また、理事、本部長として活動し、交通費等を支弁する場合において、地元なのか否かで経費にも差が出てくるとことや、各地方と理事会を結ぶパイプ役ということを考えれば、総合通信局の管轄地域に合わせて地方本部長を兼ねる理事は必用だと思います。

また、「地理的な地元からのJARLの理事が居ない」ということは寂しいものです。

仮に理事の人数を削減するとしても、新団体法人に移行後、国の道州制や会員数の実態を踏まえて検討していけばいいと思う。

第65条に関して。

月23日の審議委員会で「現状通り」となるようであるが、提案された

本連盟は、原則として総務省総合通信局の管轄毎に地方本部を置くとともに、原則として都道府県毎に支部を置くという条文だと、「アマチュア局数や会員数が少ない地域の地方本部や支部は、定款改定と同時に無くなる」という意味に解釈する方が多いと思います。

誤 現に、「前田理事、草野理事は支部要論者」という意見が飛び交っています。

正 現に、「前田理事、草野理事は支部不要論者」という意見が飛び交っています。

（大阪支部長のブログなどを参照願います）

仮に、地方本部や支部を廃止するとしても、新団体法人移行の認可に必要な改訂ではないと思いますので、11月に上程する改定案では、元原案通りで良いと思います。

重任について

立候補時75歳、4期8年にするようであるが、「通算4期」なのか、「連続4期」なのかは明確にしたほうが良いと思う。

連続4期当選で、5期目はいったん立候補せず、2年以上空けて再立候補して当選し、通算5期目、またはそれ以上就任するということは構わないのか否かを明確にしたほうが良いと思います。

社員について

選挙で信任または当選した支部長 = 社員

支部長立候補者が居ないので、委嘱された支部長 = 社員（総会での議決権無し）

誤 これ以外に、生命保険（相互）会社における「代表社員」を選出する際の、地方本部や都道府県ごとの人数配分が問題になると思います。

正 これ以外に、生命保険（相互）会社における「代表社員」に相当する社員を選出する際には、地方本部や都道府県ごとの人数配分が問題になると思います。

ドント方式、人数による単純比など、いくつかの方式が有ると思うが、関東が突出する方式や、都道府県ごとに枠を設ける場合には東京が突出する方式は避けるべきであると思う。

元原案から、関東を20人とするのは、手頃ではないかと思います。

以上 とりいそぎ、本日11時から 3回目の審議委員会に間に合えばいいのですが。

## 25 JK1BGQ 吉澤友弘氏

JARL の組織改編について連日の会合御苦労様です。  
少しでもいいように改正されればうれしく存じます。

意見

私は終身会員ですが、その制度が廃止ではなく継続されるということで安心しましたが、やはり財政を圧縮しているのも終身会員のせいだとも思っております。

特に財政を圧迫しているのは QSL の転送価格にあると思われます。

私としては会員の QSL 転送費用は、一般会員・終身会員ともに従量制にすべきと思います。よくインターネットのブログなどを見ていると段ボールに何箱も送ってもらっているような人もいます。中にはペラペラの封筒で済む人もいます。

こういう段ボールの人と同じ料金というのはどう見てもおかしいと思いますし。今後終身会員などから QSL 転送費用としてお金をとる場合も説明がつけやすいと思います。

一般会員も含めたのは、やはり従量制の方が説明がつけやすいということからです。

任期について

いろいろ意見がありますが。私は定年制より再選任期を決めて同じ人が何十年も役員をやらないようにしていかないとダメだと思います。

今の状況を作ったのは古い人達だと言うことを役員は認識すべき。

再任できないことで、人材がいなくなるという懸念を示していますが。そこまで会員を信用できないのでしょうか。

以上よろしくお祈いします。

---

## 26 JA4DND 松浦博美氏

ご苦労様です。

第 1 回、第 2 回の論議経過(議事録)を精査し下記の通り追加の意見、要望を送ります。審議が進行していますが再度意見、提案について取り上げていただくよう要望いたします。

・理事：地方本部選出理事を廃止し全国理事に統一の件

私自信、特に最近支部活動に直接参加した経験もあまりありませんが僭越ではありますが意見を申し上げます。

本件についていろいろ議論があったようですが、「取締役支店長だからできる」「責任のない本部長では会員が動かない」、「地方本部理事で各地の意見集約されている」、「理事イコール地方本部長で対外交渉がスムーズ」、「本部長が理事でないと中央に意見が届かない」などの意見が気になりました。真意は不明ですが そんなことはないと思います。やはり理事のメンツが見え隠れしていませんか？

今の地方本部長はほとんどが無投票です。

多くの地方本部長は地元の皆さんやクラブの皆さまの支持を得て立候補し無投票で当選されていますが、その影に埋もれてクラブや地域のネットワーク以外の会員の声は必ずしも届いていないように思われます。

現に、何人かの会員のかたからも現在の本部長との意見の対立や支部行事への不満から会員継続をしないことにしたという趣旨のメールも頂きました。

自分の支持者とかクラブとか支部行事などへの賛同者から上がってくる意見、要望は集約されていると思いますが、その枠から外の会員の意見は届きにくい状態になっていないでしょうか？

地方本部長の業務は支部長とともに地方会員にとって非常に重要です。

理事の肩書で仕事をするのではなく出来るだけ多くの会員の満足度を上げるための草の根活動を通じてボランティア精神の一層の発揮を期待したい。

さらに地方本部長の責任は地方における会員の確保、脱退者対策に全力を挙げていただきたい。

地方の意見集約は専務理事が窓口となってどんどん発信していただきたいし、専務理事の業務の相当の部分は全国各地を巡回し、支部長だけでなく広く会員の意見、提案を聞く為に当てて欲しい。

特に本部長、支部長のネットワーク以外（普段の活動範囲外）の会員の意見も聞いてほしい。

新法人下における理事はその権限が格段に強化されます。

民意が公平に反映される全国選挙に統一し、ましてや現状無投票が多い地方本部長が理事として選出される規定はガバナンスの観点からも避けるべきではないでしょうか？

そういう意味で地方本部長は理事とすべきではないと思います。

そういう前提で理事数は10名程度が適当と考えます。

その中で広域的な地方を担当する理事を任命（西日本地区担当理事など）するのも一案です。

社員 支部長が自動的に社員となる は反対

社員総会における 社員の役割、権限はご承知の通り事業計画、予算などは理事会の議決事項であり、大きな権限として理事、監事の任免権があります。

上記 の地方本部長が理事として存在するならばその組織内の支部長が自分の組織内の理事の任免権を持つことになります。

利害関係にある理事と社員が自動的に選出されることは ほかのエリア毎に選出された社員との間にその背景に大きな差が生じることになります。

これは公平な議事、議決権の行使という観点からもおおきな問題です。

第2回審議委員会で事務局長が「社員でない支部長が選ばれた場合、社員総会で発言権がない支部長が生まれる。社員総会での意見反映させるには社員の支部長ではなくてはならない」と議事録に記されています。

基本的に支部長と社員の役割は違います。意見反映は地方本部長や理事会に持ちこむべきです。

本案は認定等委員会の基準は満たしているとの見解もあるかもしれませんが。

法律やルールでは 仮に 条件をクリアしているとしてもこれは JARL自身のガバナンスおよび組織、または社員総会に対する基本的な組織としての考え方の問題です。

事務的には別途支部長選挙を実施するにはご苦勞な面のあるとおもいますが基本的なポリシーの問題ですから真剣に検討いただきますようお願いいたします。

なお、支部長は正員の中から広くリーダーシップのある方に自薦、他薦をとわず積極的に手を挙げていただければと思います。結果的に社員の方が支部長に就任されるのは当面はよいと思います。

定員についてはさまざまな論議があるようですが、その定数の設定根拠は説明がつかうよう明確にする必要があります。その結果にもよりますが格差は2倍かやや超える程度が理解を得られる限界だと思います。また各県最低1名という要望、意見が多くあります。

支部長がやればよいという数合わせではありません。

最後に 社員選挙の選挙広報はその責任と役割の重要性からきちんとやるべきです。事務的に大変ですが別問題です。

#### 終身会員問題とQ S L 転送・会費の問題

「赤字脱却優先、原案のとおり」と議事録に記載があります。

詳細は不明ですが名古屋総会で明確に否決された内容で再度提案でしょうか？

赤字脱却は当然ですが会員の権利を制限する前回案の再提案には賛成できません。

前回提案した内容で事務局長から「Q S L 転送を分けた場合新規事業で課税」、「信書扱いになるのではないか？」との発言が記載されています。

この言葉をストレートに信用し議論を十分尽くさないのは危険です。

まず、会費とQ S L 転送分離の基本的考え方が前納会員、普通会员双方にギリギリ受け入れ可能な案と考えていますが、この基本方針についてどうかんがえるかもっと議論していただきたい。

他に案があれば各委員から最低1案程度提案をしていただき公開していただきたい。

Q S L 転送費用についてもその頻度や量によって段階的な費用設定も可能と考えます。

#### (受益者負担)

新規事業と認定とされるというより特定の会員向けのサービスと認定されるかもしれませんが、たとえば段階的なQ S L 転送費用を設定し、会費にスライドし、会費的には一本化する方法もあります。

要は もっと真剣にアイデアを出していただきたい。また会員のアイデアも積極的に活用していただきたい。

信書については 該当しないと思いますが疑念については至急確認し公開いただきたい。

---

#### 27 J A 5 X P D 渡辺理数氏

お世話になります。

名古屋総会において否決された、第13条の会費の件になりますが、突然終身会員の納付金額による期限打ち切りは根回しが足らなかったように思います。

時間がなくなったからどこかで決着をとお考えのように感じました。

8万円と20万円の二通りの設定では8万円の人にしてはそれ以下の納付者と同じ扱いかと思えました。バブル期の20万円とその前の8万円とでは入金時の気持はどうでしょうか？

当然、裁判と言う方も現れてもしかたないことと思わせていただきます。

年会費制に移行し、QSLカード転送は付加サービスとして別料金と分けて頂き終身会員の方の会員の地位は保全し会員へのサービスはJARLニュースはそのまま配布を継続し、その他、アワード、コンテストの表彰も会員特典として継続。

しかしQSLカード転送業務はそれぞれの納付金額により2年、5年、後より転送料順次平等に納めて頂く等の考えがあるのと場合によっては20万円の方の人数にもよりますが、8万円までの12万円返金等の処置を実施し、以後の転送料が入ってくる金額とを計算してみてもどちらが良いのかわかるのではないかと思います。

ただだと記載いたしましたが、一意見としてお考えいただければ幸いに存じます。

---

## 28 J03DYN 中西孝夫氏

定款変更案、規則改正案等をセットで行うとありますが、セットで議案として臨時総会に上程されるという事でしょうか？

私は、総会では個別に審議した方が良いと思います。

結局、名古屋でも総論賛成各論反対で混乱した部分があるのでは無いでしょうか？

理事の定年、多選の禁止とか定款の話ではなく、選挙規定の話ですよ。

実際私も、定款はこんなものかな（実際に有限会社を立ち上げ定款を作った経験があるので）と思っていました。選挙に関しては、全国理事の選挙も1人1票にすべきと思っていますので、選挙規定に関しては、異議有りだったのです。

そうすると、定款からすべて否認としか選択肢がありません。

また、定款上に多選の禁止や年齢制限を盛り込むような事も議事録上に見られますが、そういったことは選挙規定等に盛り込むべきものと考えます。

言いたいことは、定款はシンプルに。

何でもかんでも定款に盛り込んでしまうと、今後かえって柔軟に改正しにくいと思います。定款を改正したら玉突きでぶら下がってる規則等もすべて改正です。

---

## 29 7M4GMH 梅本 聖氏

第2回 定款・規則等改正審議委員会議事録を拝見しましたが、QSLの転送について、下記の通り意見をお送りいたします。よろしくご査収くださいませ。

なお、現在JARLの会員ではありませんが、今月のハムフェアで入会申込をする予定であります。

### 記

- 1 事務局長の「QSL転送を分けた場合、新たな事業に対する課税対象事業となる。また、事業となった場合、QSL転送は記録物となるので、「信書」の扱いとなり、郵便の形態として信書便法の扱いとなるのではないかと考える。（事務局長）」との発言には、いくつか疑問点があります。

(1) QSLカードは、「信書」であるかどうか。

(定義)

「信書」であるかどうかの判断は、転送が事業として行われているかどうかにかかわらずなく、郵便法第四条第二項の定義によります。すなわち、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」であれば、すべて郵便法の規制する信書といえます。

(あてはめ)

QSLカードは、特定の相手方(交信の相手方)に対するQSLカード作成者の意思表示(交信の確認)を内容とする文書ですので、郵便法4条2項(及びこれを準用する信書便法2条1項)にいう信書に該当します。

(問題点)

現在、QSLビューローから会員宛のカードの発送には、佐川急便(ExpressBagなど)の宅配便が使われていますが、これは、信書便ではありません。従って、宅配便業者がQSLカードを送達することは、郵便法4条3項に違反するばかりでなく、これを委託するJARLは、同上4項後段に違反します。(いずれの違反についても、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金の対象。郵便法76条)

事務局長自らQSLが「信書」であるとの認識があるのであれば、現在の違法状態をまず改めるべきと考えます。

(2) QSLカードの転送は、信書便法の対象となるか。

郵便法及び信書便法が規制の対象とするのは、「他人の」「信書を」「業として」「送達」する行為です(郵便法4条1項、信書便法6条)。

- ・ここでいう「業」は、反復継続して行うことをいい、営利目的や対価の授受を問いません。QSLビューローには、業務性があります。
- ・上述の通り、QSLカードは「信書」に該当します。
- ・しかし、「送達」とは、自ら文書を配達することをいうので、ビューローが会員から預かったカードを、郵便や信書便に付して発送することは、「送達」に該当しません。(このことは、いわゆるDMなどの郵便発送代行業者が、郵便法や信書便法の規制の対象外ということからも明らかです。また、民事訴訟法99条1項には、「送達は、特別の定めがある場合を除き、郵便又は執行官によってする。」という文言があることから解るとおり、郵便に付する場合には、その依頼者ではなく、実運送をするものが送達の主体であることが明らかです。)
- ・ここでいう「他人」には、団体の会員などといった団体構成員相互での文書の送受は含まれないと解するのが相当です。従って、JARL会員間相互のQSL転送については、郵便法の規制の対象外です。また、IARU加盟ビューローとの転送についても、問題ないと考えます。(参考までに、中央省庁と都道府県相互、都道府県と市区町村相互、企業グループと取引先相互で、いわゆる「使送便」の交換が行われていますが、いずれも郵便法の規制対象ではありません。)

したがって、現状のまま会費に含めても、あるいは今後有料でQSLカードの転送業務を行う場合であっても、郵便法や信書便法の規制の対象ではないと考えます。

2 JA3HXJ委員の「事業とすると課税対象で売上へ消費税が課税される。」「会員はQSL転送を受けることができる。」としてJARLは今まで進んできた団体である。今まで、海外コールサインの扱いなど、難解なルールが現存している。規定はわかりやすく、会員であればQSL転送を受けることができるという認識のもとにある。」について、提案します。



私は、会費の公平な負担という観点から、QSL ビュローの利用に対して応益負担を求め、致し方ないと考えます。(たとえば、ARRL の場合、海外宛カードの発送に対して課金され、また、各地のビューローから各局あてのカードの発送についても、1 回ごとに送料と幾らかの手数料の予納を求められており、ARRL 会員の権利とビューローの利用が分離されています。)

ほとんど電波を出していない OM さんでも、JARL ニュースを楽しみにして JARL にとどまっている方も多数おられると理解しています。このような方については、会費を安くしてもよいのではないのでしょうか。

たとえば、いくつかの社団法人で採用されている例ですが、会費負担の過多に応じて会員の区分を幾つかにわけて、それぞれの会員特典に差をつけるという方法があります。

このような方法はのでしょうか。

- (1) 会員の区分を、正会員 A、正会員 B、準会員 (SWL、転送会員)、学生会員、家族会員などに分ける。
- (2) 正会員 B、準会員、学生会員、家族会員は、QSL ビュローを利用出来る。
- (3) 正会員 A は、QSL ビュローを利用できないほか、会費が安い。その他の権利義務は正会員 B に同じ。
- (4) 学生会員は、正会員 B よりも会費が安い。その他の権利義務は正会員 B に同じ。
- (5) 家族会員は、機関誌が配布されない。会費は、学生会員よりも安いか同じ。その他の権利義務は正会員 B に同じ。
- (6) 準会員は、現在の準員と同様に、社団の意思決定に参画できないほかは、正会員 B の権利義務に同じ。

このような方法であれば、QSL 事業の売上に対する課税の問題を回避できます。

JARL は公益社団から一般社団法人に移行するのであれば、なおさら会員の権利義務に差をつけることは、以前に比べて柔軟に行うことができます。ぜひご検討いただきたいと思います。

---

### 30 J A 8 L J F 佐々木淳一氏

今回 Web の意見を読ませてもらって、JARL も劇的に変化した感じを受けました。

今までは、支部に意見を言っても無視され、地方本部に意見を言っても無視され総会で意見を言ってもほとんど相手にされる事もなく、老害の極みのような組織だと思っていました。是非、このままの方向性で議論を続けていただきたいと思います。

大筋で理解出来れば(多選禁止や定年制等)11月の総会では賛成したいと思います。

誰がどんな発言をしたかは、政治の世界でも当たり前に行われている事で、全国理事を選ぶときの目安にもなるものです。今回の議論から、今まで見えなかった事が見えてきて大変に素晴らしいと感じました。

今回は細部についての意見は控えますが、理事等の選挙で機械を使って集計することは止める方向で話して下さい。アメリカの選挙でも分かるように、機械では不正が起きやすいのです。また経費もかかりすぎですから、人手に頼った方が正確で費用も安くてすみます。

---

31 JA3GW 馬淵伸昌氏

第3回当該委員会・議事録のうち、5.議題(1)役員の定年及び重任に関する規定方法等についての決定事項 《役員の定年については案の3とし「告示の月の7日現在において満75歳未満であること」とした。》に以下の理由をもって反対します。

一般に高齢者は特に75歳以上ともなれば肉体的な衰えも顕著となり、また意思能力を欠く人も多くなることは事実です。他面、日常的な生活に支障を来たすことなく活動し、その上に深い経験と高い知性を持った方も少なからず存在することも事実です。

故に高齢者を十把一絡にして、理事の被選挙権を制限することに何の合理性も存在しないと思えます。

この社会において、年齢の制限を受ける制度や法律は確かに多く存在しますが、個々にはそれぞれ合理的な理由が存在しています。その上近年はあらゆる分野で年齢、性別の区分を出来るだけ撤廃する方向に進む傾向にあります。

元原案では理事は正員による選挙と社員総会による決議によって選任されますから、法的に特別な立場にある制限行為能力者等を除いて、その資格について何の制限も設けるべきでないとするのが普通の健全な考え方でしょう。何よりも会員間に不平等を持ち込み、その上に高齢者の尊厳を著しく傷つける本案の採用には強く反対します。

百歩譲って高齢者の理事就任の制限に合理性があるとしましょう。

会費の納入など義務を平等に負担させておきながら、さしたる理由も無く権利の一部を制限することは誰が見ても平等主義に反し、正義ではありません。

被選挙権は極めて重要な正員の権利ですから、もしこの権利を制限するとすれば、代償として当該高齢者に対して会費の割引の特典を与える等の補償措置をとるのが当然と考えますが、この種のことは貴委員会の討議から欠落しているように見かけます。

関連して未成年者の被選挙権の制限についてですが、未成年者は制限行為能力者ですから、被選挙権の制限には十分な合理性はあります。しかしながら成人の会員と同一金額の会費では公平に欠けると思いますので、現行の青少年会員の会費の助成制度は残してあげたいものです。18歳以上の未成年者については会費助成制度の適用はありませんから被選挙権は社員のみを認め、就任時に親権者または保護者から同意書の提出をもって社員の身分を与えるのも一案と思います。 以上

---

32 JI5RPT 小柳 誠氏

JA1ELY、JH1XUP 氏のすべての意見に反対である。

---

33 JO1EUJ 高橋俊光氏

2度目の意見です。

8月5日掲載の8月2日の審議委員会議事録詳報並びに、それまでの議事録を読んだ上での意見です。

- 1 「寄せられた意見の中に、著しく不本意な、名誉を毀損するものが1件」と有りますが、これは、私感ですが、草野委員または前田委員のうち特に草野委員を誹謗するものだと思います。

理由は 少なくともここ10年のJARL 総会での草野氏の質疑応答内容とそれに対する理事の答弁や、最近の草野氏の発言で「支部制廃止」と取られても不思議ではない内容、草野氏のブログの内容に原因があると思います。

- 2 草野委員に対して、「審議委員会の内容をJARL-WEB内で正式公表をする前には自身のブログで公表しないこととした」ことは正当であると思います。

草野氏は、月刊ファイブナインという会員制雑誌の編集長であることを考えれば、他の方の「個人的な」報告よりも信憑性があると思う方は多いと思います。

もはや JARL 理事、定款改定審議会委員という「(アマチュア無線の世界での) 公人」

であるからには、「会員制雑誌編集長」という立場の時よりも、よりいっそう私感を混ぜず、公平中立な観点から公表するべきですが、あのブログでの公表内容は草野氏の私感がかなり入っていたことは否めません。

「誤りが有れば訂正すればいい」としても、その訂正記事を読んで貰えなければ意味を成しませんし、極論ですが、「会員制雑誌編集長」であることを踏まえれば、「誤りが許される許容範囲は他の方より狭い」と思います。

正式版が公表されてから、正式版との整合性を踏まえた上で、正式版を補足する形で「私の意見のこれは採用されなかった。他の委員からこういう指摘を受けたので検討の結果取り下げた」等の事実関係を報告するものならば良いと思います。

- 3 理事の選出方法においては、重任については「連続4期8年」が制限だそうですが、以下のようなことは許容するのか否かを明確にしてください。

「連続4期務めたあと、1期以上間隔を空けて再度立候補し就任する」すなわち 「通算5期以上」を許容するか否かです。

- 4 社員の選出数は、会員数、局数による比例配分が理想ですが、選出方式によっては定数ゼロという地域が出てきてしまいます。(特にドント方式を杓子定規に適用)それは避けるべきですので、若干の修正を行うことは必要でしょう。

当初案では1エリアからの選出数が少ないです。4人増員は歓迎します。

- 5 事業年度については今回(11月の臨時総会)は変更せずとも良いと思います。仮に変更する場合は、「平成23年4,5月はどうするのか」も決めなければなりません。現時点では、そこまで審議する時間は無いでしょう。暫定予算としても、無理があると思います。

6 第2回新議員会議事録の記載事項の一部削除について。

「委員長預かり」とのことですが、削除不要だと思います。たぶん 草野委員自身の発言記録の一部削除でしょう。

それも、平成24年度の理事選において、自身の選挙運動で不利となる発言記録の削除であろうと推測します。もし、そうだとすると、発言が事実である限り、削除は不要だと思います。

7 11月の臨時総会では、理事の選挙方法、社員の選挙方法と定数など

新会社法人に移行するために絶対に変えなければ、移行が認められない部分の変更に留めるべきだと思います。あとでも構わない部分は新会社法人に移行完了後でもいいでしょう。

8 臨時総会で、改訂定款案の説明には、改訂する条文の改訂理由説明は草野委員に、「理事としての立場で」お願いしたい。

名古屋総会で、その委任状数を盾に第6号議案を「可決必要賛成数未達」に持ち込んだ責任は大きいと思う。だからこそ、平成22年度の理事選に当選したことも踏まえ、審議委員にも選ばれたわけである。

いつも壇上で、質疑応答で延々と1時間以上食い下がる草野氏だが、ここは本業が雑誌編集長であることを踏まえ、端的な文章で原稿を準備し、改訂理由を分かりやすく出席会員に短時間で直接説明して貰いたい。あるいは 草野理事が原稿を作成し、専務理事または事務局長が説明する方式でも構わないです。

9 全体的に、草野委員は「全て俺の言うとおりに変更しろ」という立場のように思う。

しかし、「今 やらなければならないこと」(新会社法人法による一般会社法人に移行するために最低限変更しなければならないこと)を絞り込み、短期間で答申をまとめ上げた委員各位には敬意を表します。

10 この答申を踏まえ、理事会では理事として意見をぶつけ合うことになると思います。

特に草野氏と前田氏には、理事になって初めて判る実状も多いと思いますので、実状を踏まえて「何が会員のためになるのか」を踏まえて、最終改定案を作成して頂ければ幸いです。

#####

私は平成2年度までは単なる一会員でした。

平成3年度から監査指導委員を委嘱され、平成6年からはガイダンス局運用担当です。(ガイダンス局初運用は私が行いました)平成10年度からは電波適正利用推進員の委嘱を受けています。それらの活動の中で、私なりに時代の流れを踏まえて監査指導活動、青少年育成活動、電波のルール周知活動を行ってきました。

その経験を踏まえれば、言葉ではうまく言えませんが、

監査指導委員会委員になって初めてわかること

電波適正利用推進員になって初めてわかること

は少なからずありました。

監査指導委員会では、委員になり立ての頃は、私もかなり強硬な自論を展開したことがあります。実状を知るにつれて「今は何をすべきか」を委員同士で議論して活動しています。

これを踏まえれば、草野氏、前田氏は「理事になって理事の実務に就いて初めて判ること」も少なくないと思います。御自身がなぜ審議委員に選ばれたのかを踏まえ、自論に拘りすぎず、会員の利益とアマチュア無線の発展に寄与することができる、新団体法人法に見合った定款案を、理事会でまとめあげて欲しいと思います。

---

#### 34 JA1JCF 百武伸茂氏

社員数の地域配分について

議事録を読んだだけでは、現行案の数値、算出方法などが良く分かりませんが、いずれにしても、社団法人の連盟の全会員は、社員の選出について、平等の権利を持つことが基本だと思います。何故ドント式を採用しなければいけないのか、各エリアごとの社員数のバランスに配慮しなければいけないのか、まったく理解できません。

国政でしたら、地域の面積とか、歴史的な人口変動とか、多少の格差が止むをえない面もありますが、連盟は、加入している個人の集まりです。国政のような配慮は全然必要がないはずで。

エリア別の社員数の片寄りが、選挙実務の上で難しいなら、衆議院の比例区のように、1エリアを3つぐらいの選挙区に分割することも考えるべきです。全社員数を各エリアの会員数比率で公平に割り振るべきで、会員比率の低いエリアを優遇すべき理由は、何もないと思います。

なお、ゼロのエリアが出るのでしたら、これを 1 にすることだけは、やむをえないかと思っています。

---

#### 35 JR2LJO 市川忠男氏

終身会員の取り扱いについて、意見を述べます。

終身会員の資格については、現在期限がありません。今後も資格の期限については同じように終身でお願いしたいと思います。

ただし、会員中に受けることの出来る恩典等(QSLカードやJARLニュースの配送)については、それぞれに応じた負担(受益者負担)を徴収すべきだと思います。名古屋総会でも言われていたと思いますが、QSL転送料・JARLニュース購読料にそれぞれ3600円。とか、一般会員同様に必要だと思います。(会員数が多い時代、あるいは金利が5~7パーセントの時代は終わりました。)趣味の王様としてHAMを家族で長く続けたいと思っています。よろしく検討をお願いします。

---

#### 36 JI7GMA 澤内 理氏

前納会員の件、

前納するには、その時点で各自それなりに苦勞をして、まとまったお金を収めているわけで、うまくいっていないからといって、それを勝手に破棄するのはいけない話だと思う。

会報は相当部分を WEB やメールで代替できると思うので、100歩譲って会報代を少し負担をお願いするのは、妥協できるかもしれないが、JARLの基本的な機能である、カード転送に追加経費をお願いするのはやめるべきである。

また、会報は四季報となり以前よりは経費を削減しているのだと思うが、年4回となったことで、お知らせ等時間的に間に合わないことや、ずっと先のことを掲載することになっている。もっと、メール等に依存させてよい部分があるのではないかと思う。

それによって、更なる経費削減もできると思う。

---

### 37 JM1SWH 窪田英之氏

意見を募集中との事なので、メールします。

まず、JARL臨時総会なのですが、準備がまにあうのかとったりしています。

<http://y150.hp.infoseek.co.jp/>

のこちらの掲示板には、

<http://bbs7.sekkaku.net/bbs/y150.html>

書かせてもらっているが、「[510]フィールドミーティングについていろいろなイベントが出てきたなあ。その付近は、同窓会 横浜支部の集まりに出場予定なので、欠席です。

JARL横浜クラブと言うのが、よくわからないけど、ここがバックアップして行くと言う事なのか。

JARLは、臨時総会などが有り、その後でない和有り方が、見えてこないけど、組む必要が有るなら、ここを中心に考えて行こうかと思っています。」

前の案なのか、それとも今まで通りなのか。迷う所も有るが、もしもの準備は、している。

私のアマチュア無線のホームページでは、日記に今までの流れを掲載している。

<http://geocities.yahoo.co.jp/dr/view?member=jm1swh>

改革は、JARLの意見と受け止めている。

まとめると、社員のあり方と、終身会員の問題だけだ。社員を今まで通りでまずいなら、こちらとしては、組み方を考えないと成らない。終身会員については、確かに、良い案だと思うが、契約は、守る必要が有るのでは。その上で、今後を考えていかないと先は、無いのでは、無いだろうか？軸がぶれてしまうと思う。

よって、社員をうまく活用できるなら、改正案をやってみるのも良いか。終身会員は、現状維持。社員も現状維持でもと思えるするが。

---

### 38 JA1KHV 松井 淳氏

法人法改正に伴う、一般法人移行への作業、ご苦労様です。

総務省も、今回の改正に伴って生ずる全ての事象を把握できていないまま、「われわれ官の下に付く法人に移行するならば、制約は有るが面倒は見てやる」、「一般法人化するなら、いままで有るべきでない保有財産は没収する」など、勝手なことを云っております。私もJEITAの委員会で、この対応に追われましたが、JEITAでは負債は無く、保留していた財産の整理の仕方でした。

それに対して、JARLは負債を持っています。これを解消しなくて、移行は難しいと思います。例えば「会費前納者」問題です。いずれはJARLビルを建設などとしていた積立金（明確に示されていないですが、手付かずと聞いていますが）などで、これらの問題を解消してください。ある意味でJARLは詐欺行為を行っていると思いませんか？この制度が廃止された以降に入会された人や、新しく入会する人に、入会の紹介の際に「あなたの会費は、少なくとも数万人居る特別会員「会費前納者」の維持費に使われます。しかし、あなたは今後も、この特別会員には成れません」との説明が一切、有りません。

こんな負債を抱えて、「新成JARL」が存在するわけがありません。

負債の清算が直ぐ出来ないのであれば、清算公団を作って、そちらで積立金をベースに年月をかけて清算して、「新成JARL」では、正常な法人でスタートすることを希望します。

---

### 39 JA1RRA 長谷川 清氏

意見と要望

- 1 定款 第64条2項 の事務局長・・・の  
事務局長は削除し専務理事がこの任務に当たる
- 2 別に定める の条文が多々あるが早期に制定し公表すること  
このときまでは 現在の定めた内容の公表を求める

---

### 40 JA1DKU 伊藤 毅氏

定款等の改正について意見を述べさせていただきます。

先日何年かぶりにハムフェアに参加しました。

自作品コンテストと絵画コンクールの表彰式をみてこれがJARLのものの考え方かとびっくりした。賞状の授与の最後に表彰者全員とプレゼンターの集合写真を撮ったがよく見かける戦前の軍隊の写真とまったく同じではないか。JARLの広報も写真を撮っているとおもうので理事全員でじっくり見て欲しい。

中央にJARLの役員がでんと座りメインとなるべき受賞者を回りに従えての構図である。受賞者が中央にくるべきです。これで本当にJARLの改革が出来るのか。

役員の任期と年齢制限が問題になっているが同じ人が何年も続いていると問題の本質が見えなくなってくるのです。

規則の中で定年制と任期については明確にすべき。申し合わせでよいとの意見もあるが申し合わせでは正員の意志が入っていないのでそのつど都合の良いように変えられる恐れがあります。

---

### 41 JA7EFR 佐久間一郎氏

役員の皆様、定款等の改正案の修正審議ご苦労様です。

議事録を拝見いたしまして、気になったところを申し上げます。

役員の定年制について

若返りは良いことだが、個々の個人差があるので一定の年齢で区切ってしまうのはどうかと思う。(アマチュア無線家の団体であり、高齢でも知識等を必ずなくすわけではない、高齢になっても出来る趣味であるし、普通の団体とは少し違うと思う。)

選挙について

ドント方式と1票の格差を論議しているが、でも述べたが、この組織の特性上、1票の格差をなくすような配分をすれば、極端な地域格差になってしまうと思う。10のエリアから均等に出るべきである。

支部について

支部の役割は、情報伝達ではなく地域のアマチュア無線家同士の直接コミュニケーションを出来る環境の提供・アマチュア無線を正しく周知・正しい運用方法の啓発等々であり、支部会員の多少ではないと思います。各地区の支部が集約されたり、なくなったりすればますますアマチュア無線が衰退すると思います。

以上簡単ではありますが私の気になったことを書き留めました。

貴連盟の益々の発展を祈念いたします。

---

## 42 JK1FNL 小林直行氏

定款・規則等改正審議委員会による意見と要望の受付について

### 1. 会員からの意見を活かす気があるのか疑問

8月31日締め切りとなっているが、このスケジュールでは「会員の意見を聞くポーズをとった」に過ぎないのではないか。

・すでに定款・規則等改正審議委員会は終了している。

・本委員会が誕生するそもそもの原因である「総会における議案否決」の詳細を知ることができる資料と公式なものは総会議事録であるが、8月29日現在、発行された様子がない。

・開催された定款・規則等改正審議委員会において、それまでに届いていたであろう会員からの意見を参考にした形跡が見られない。

・JARLのWebページで、総会で否決された定款の改正案を見つけることができなかった。過去のJARLNEWSを参照しろということかもしれないが、会員が容易に参照できるようにしておくべきではないか。

### 2. 会員からの意見には定款・規則等改正審議委員会を付記せよ

本意見募集に基づく意見については、「個々のご意見については原則として回答はいたしません」「寄せられたご意見は、とりまとめて後日ご紹介します」とある。

とりまとめて紹介したうえで、定款・規則等改正審議委員会の見解を併記すべきである。国のパブリックコメント募集を参考にされたい。

定款の条文について

以下、本年開催された通常総会の第6号議案の条文に対しての意見を述べる。

1. 「第18条4 正員は、他の正員と等しく社員を選挙する権利を有する」とあるがこれは、いわゆる1票の格差が生じてはならないということ、定款でうたっていると考える。正しいこととして、支持するものである。
2. 社員に欠員が生じた際の欠員補充について、定められていないように思われるがどうか。
3. 「第36条 社員総会の議長及び副議長は、会長が指名する者がこれにあたる」とある。



本年の通常総会において、第6号議案、第7号議案を担当した議長のように、あきらかに理事側にたった不適切な総会運営（\*）をするものが議長、副議長に指名されるおそれがある。社員の互選による選出等を考慮すべきである。（\* 具体例をあげて後述する）

4. 「第56条 本連盟の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の議決を経なければならない。（後略）」とあり、同第2項では、「前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入・支出することができる」とある。

第2項は、3月末に事業年度が終了し、5月後半以降の総会を経て予算が成立することから、「やむを得ず」生ずるのではなく「必然的に」生ずるものである。

必然的に生ずることを踏まえた表現に改めるべきではないか。

5. 「第13条(4) 会員として重要な義務を履行しないとき」が、社員総会の議決のうえでの会員除名の条件となっている。

「重要な義務」とは、具体的にどのようなものか。この条文がある以上、会員としての義務を明らかにすべきである。

6. 第13条(1)の免許取り消しに関する条文が、電波法第76条第2項（現定款）から、電波法第76条第3項（定款案）に変更となったのはなぜか。現定款の誤りに思えるが。

7. 第21条で、旧来あった「地方本部ごとひとり」の記述がなくなったのはなぜか。

#### 規則の条文について

1. 第7条2 電話番号、E-mailアドレスの記載を新たな条件としているが、これらを所持していることが会員の条件となるのか。必須事項でないなら、規則で定める意味はない。

また、これらは変更となる可能性が高いと考えるが、第9条の届出義務を負うのか。連盟や会員の大きな負担とならないか。

2. 現定款の「地方本部区域内の都道府県を単位に支部を置く」から「地方本部は、地方本部内の支部を持って構成」というように表現が変わったのはなぜか。

まず、地方支部ありきの発想に思える。JARLは、日本全体を考えての組織となるという考え方もあるのではないか。

3. 現定款の「近隣の二以上の県の行政地域に一支部を置くことができる」がなくなり「支部の名称は原則として各都道府県名を付した支部の名称とする」という条文が加わった。これも、地方支部ありきの発想ではないか。

4. 2と3については、地方本部、支部のこれまでと、これからの存在理由が説明されていないことから生じている懸念でもある。

5. 第7条3 入会が認められるのは「理事会の承認」（第8条2）である。「審査のうえ入会が認められた者」という表現は、おかしいのではないか。

6. 第20条地方本部区域毎に定められた社員定数は、地域毎に著しい格差がある。定款・規則等改正審議委員会において、若干の修正がなされた案がまとめられたと聞くが「定款第18条4 正員は、他の正員と等しく社員を選挙する権利を有する」に反していることはあきらかである。たとえば、北陸の正員が持つ選挙する権利は関東の2倍以上である。

支部区域ごとの社員を選ぶ権利は、より格差が大きく、10倍を超えるケースがある。

したがって、定款第18条4を以下のように変更すべきである。

「定款第18条4 正員の社員を選挙する権利は、住んでいる地域ごとに著しい偏りが

あるが、正員は、それを認めるものとする」もしくは、地方支部ごとに社員を選出するのではなく、すべて全国選出で社員を選ぶべきである。そうすれば、正員は、他の正員と等しく社員を選挙する権利を有することとなる。

7. 6との関連であるが、地方支部長は社員である必要はない。逆に地方本部理事の配下にあるものが、社員として従来の正員に比べ大きな力を持つことは望ましくない。それを裏付けるものとして、「支部長が社員となることは認められない」のではないか。それを「支部長となることを前提に社員を選ぶ」ことによって免れようとするのは、法、規則、指導の趣旨に反することである。

支部長は社員となるのではなく、地方本部長を介して、社員総会に関われば十分である。これは、支部長の軽視ではなく、地方本部長、社員との役割分担である。

8. 第26条2によると、監事は、理事会が推薦したものでなくてはなることができない。理事会の推薦した人物が、理事の職務の執行を監査することができると思えた根拠をご説明願いたい。

#### 総会の議事について

今秋の臨時総会は、定款・規則等を検討し、JARLの将来を考える重要な総会である。しかし、同様の位置付けであった今年5月の通常総会では、JA3ATJ坂井氏の不適切な議事運営があった。

臨時総会では、会員の意志が反映された総会となるよう、適切な議事運営がなされることを望むものである。以下、JA3ATJ坂井氏の不適切な議事運営を列記する。

1. 第6号議題採決時には、委任状の存在を反映させない挙手による採択を議長が提案した。この議題では否決に必要な1/4以上の委任状をJA1ELYが持っており、反対の旨、意見表明していた。  
投票以外の採択は、可決、あるいは否決が確定的なときのみ使われるべき手段である。委任状をカウントするのであれば、挙手でも構わない。しかし、今回は、投票で確定的であるからと挙手にした場合、委任状の扱いが変わることから、結果が異なってしまう可能性がある。採択方法により賛否が変わってしまうような方法をとるべきではない。
2. 第6号議題において、委任状の扱いをはじめに説明せず挙手採択を「会場の同意」に誘導しているのは不適切である。なぜなら、採決の方法は、「第27条 採決に当たっては、議長がその議案に適切な方法を次の内一つを選ぶこととする」とあり、議長が決めるものだからである（何が適切かは1で述べた）。おそらく意図的に「不適切な採択方法」をとるつもりがあり、あとから委任状の件が明らかになったときの弁明として、総会出席者の議事運営規定についての無知につけこめるようにしたのではないか。
3. 第6号議題の採択結果に、白紙委任状の数が加えられていない。「第28条2 白紙委任状については、採決の結果最多数であった議決数に加算する」とあるからから、賛成票に加えられるはずである。白紙委任状の数を加えていないのは、議事運営規定に反している。
4. 第7号議題採決に、委任状の数を反映しない挙手とした。あきらかに理事者が持っている委任状の数が、可決に必要な1/2を上回っていると判断できる状況であるにも関わらずである。一方、会場での質問、意見は反対するものがほとんどであった。したがって、会場の意見と委任状の意見を含めた多数意見が、反するものとなる可能性があることは十分

判断できた。したがって、会員の多数意見が反映される投票による採決を行うべきだったが、挙手による（委任状が反映されない）採決となった。

5. 質問者からの質問について、議長が理事者に代わって発言することが多々あった。これは、「第8条 議長団の任務は次のとおりとする」にある議長団の任務を超えた越権行為である。また、理事者に立った説明であり「第7条 議長は、総会開催中、議事運営の最高責任者であり、本規程に従って常に公正な立場で議事の運営を行わなければならない」に反している。
6. 議長解任を提案する動議を、そのようなきまりがないとのことで却下していた。しかし、「第8条(3)動議については、議事進行に関するもののみ受け付ける」に基づいた、この議長では公正な議事進行が不可能である旨の動議であり、動議に基づく発言を許さず却下することは適切ではない。
7. 回答する理事者を指名しての質問を受け付けようとしなない。「第26条 理事者個人に係る質問、若しくは個人の中傷及び誹謗に係る発言は禁止する」に基づいていると考えられるが、これは、理事者の意見を問うことを制限しているのではなく、理事者のプライバシーに関する質問を制限すると解釈するのがふつうではないか。
8. 質問者に複数の質問がある場合、一問一答式を許していない。そのため、理事者側の回答が不足する場面が多くあった。理事者の回答を踏まえて、次の質問を行っていく、「論理的な質問の仕方」を制限する根拠は、議長の方針以外のどこかにあったか。根拠が議長の方針であるなら、そのような方法が総会質問の意義に合致するものか。

---

#### 43 J F 2 WOW 諸本洋幸氏

第2条 主たる事務所が東京都豊島区におくことになっているが、東京におかなければならない理由がない。

もっと家賃の安い地方に本部を置くだけで賃貸料は相当浮くはず。官庁との連絡がとりにくいなど時代遅れの理由を並べている場合ではない。役人と会う場合は出張すればよい。これだけ通信手段と交通発達した社会で東京におく必要などない。ビューローのある島根が理にかなっている。技術研究所も同様。

第8条の2 入会は理事会においてその可否を決定し、本人に通知する となっているが、いちいち審査をするのか。しないならこのようなことは書かない方がよいし、審査するのなら可否を決定するための審査項目を規則8条に書いた方がよいと考える。

13条第1項(4)および17条 会員の義務・・・

会員の義務は会費の納入しかないと思われるので、この項は意味をなさないのではないか。未納は自動退会と決めてある。連盟の物品なりを借りたようなときも貸し出しの規則に書いてあり、退会や除名になったからといって返却義務はある。

第25条 役員任期は・・・再任を妨げない。再任はよいが、定年をもうけた方がよい。そうしなければ老害ばかりが目立つようになる。

第27条の2 職務を執行するために必要な費用について、別に規則で定めた方がよい。出張の際、宿泊してもよい。距離とか上限額、交通手段、必要と認める職務の範囲などについて。

その他 名古屋で否決となった終身会員に関する議題について

審議委員会でも少し検討されているようですが、そもそも終身会員になる条件は連盟が出したもので、会員との契約であるから、事情が変わったからといって（総会決議も含めて）会員個人の上承なく一方的に破棄したり変更することは法的に問題があると考えます。払い込んだ翌日に死亡しても会費の返却はないという厳しい条件だったのだから、連盟もその覚悟を示すべき。

一言の謝罪もなく誰も責任をとらないで他人に押しつけるようでは新規会員は増えない。

予算案によれば転送費は約7千万円であり、一人あたり1千円だが、どうして3千6百円となるのかつじつまが合わない。

また、人数比率からみて終身会員にかかるカード転送費とjニュース費は4千万円強と考えられるが、終身会費からの取り崩し額が8千万円となっているのはおかしい。連盟の赤字体質を終身会員のせいにしていただけで、これでは誰にも信用されない。総会で赤字予算ではないと放言した理事がいたが、ならば終身会員から転送費など取る必要はない。

誰にでもわかるうそをついていると会員は馬鹿にしているのかと思う。

本来全く一人あたり1千円しかかかっていないq s l 費を3千6百円に設定するのは暴挙である。

会員管理事務費が多い気がする。機械化を進めて会員台帳はコンピュータ化されているはずなのにどうしてこれだけの費用がかかるのか精査すべき。

ここまで財政悪化させたのは会員ではなくて理事であり、誰もその責任をとっていない。

何もしてこなかったわけではない

などという理事もいたようだが、もしそうなら無能ということだ。収入に対して必要な事業以外にかかる費用が多すぎる。

一般企業はこのように時ぎりぎりまで経費を削減するが、そのような努力を連盟もしたらどうか。職員給与に手をつけるのは最後の手段だが、さらなる人員削減、合理化、支部統廃合などが必要である。思い切ったスリム化を期待している。

支部も各都道府県ごとにはなくてもよい。県ごとの行事はこれまでも登録クラブがかなり関わっていたのだから支部はなくても何とかできるのではないかと。社団局の会費を無料にして協力をお願いしてもよい。

八方手を尽くした後で、合理的な額の協力を求めるのなら理解できる。実際この騒ぎになるまではほとんど使わないコールを復活して転送料を払っていた。だまされたことがあったので、4月に停止した。

連盟はもうだめだとあきらめていたが、議案否決があったせいか初めて会員に意見を聞く姿勢を示したのは評価できる。

ただ、臨時総会で名古屋と同じように約束を破るような議案を通せば信頼に値しない団体と判断し、ほかへ行くだけです。

---

#### 44 JA4DND 松浦博美氏

定款・規則等改正審議委員会 御中

ご苦労様です。

下記と通り最後の意見、要望を送ります。

(表現の幼稚さは目をつぶっていただき思いの部分ぜひご理解ください)

まえがき

7/13 と 8/2 にそれぞれ 意見、要望を送りました。

定款、規則等改正審議委員会の合計3回の議事録を熟読いたしましたが残念ながら上記2度にわたって意見要望した項目についてはほとんど論議された経過がありません。

8月末までの会員からの意見提案を集約し次回(9/5)の理事会で論議されることを期待しています。

さらに その集約された意見提案を整理し少なくとも9/26の評議員会には資料として提出頂くようお願いいたします。

最重要課題は JARL のガバナンスをどう確保するか である。

過去2回色々な観点から意見、提案を送りましたが、最終的に 健全な JARL を目指す時にこれだけは最低限のモラルとして考えなければならないのが組織としてのガバナンスをどう確保するかという問題です。

このガバナンスという観点から JARL の定款、規則を見た場合、社員の定数の決め方、支部長 = 社員と地方選出理事の利害関係の中での任免権の問題、さらには理事のうち地方本部長選出理事のあり方 などが重要な項目となります。

これらの項目はそのガバナンスの程度によって大小さまざまですが、その中でも、特に地方本部長理事の任免権をもった社員が支部長となる制度は 法人法の趣旨からしてもまた JARL の本来あるべき姿からしても絶対に避けなければならない内容と考えます。

一度は公益を目指した法人としてまた社会全体からもその信頼性、公明性を注目される JARL がもっとも基本的な社員の権利にかかわる問題で会員の皆さまや外部の方から問題を指摘されるようでは健全な団体とはほど遠く大きな汚点を残すこととなります。

また、このままでは会員の猛反対を受けるかもしれません。

公益等認定員会では定款を中心に審査されるようですから、JARL の規則や実態を正確に説明しないと見過ごされてしまう問題かもしれません。

または定款、規則の議決承認を前提にその組織の自主性に任せる範囲との見解かもしれません。

しかし 公法協の見解では明らかに法の趣旨を逸脱していて認可されるかどうかは大きなリスクがあるとのことでした。

また 第2回審議委員会議事録によれば「社員でない支部長が選ばれた場合、社員総会で発言権がない支部長が生まれる。社員総会での意見を反映させるには社員の支部長でなくてはならない」（事務局長）とありますが これは全くの誤解です。

会員の意見要望は従来以上に支部長が地方本部理事を通して理事会に反映させることが重要になってきます。社員（総会）はその理事（及び監事）の任免権を行使して理事の行動をチェックするというのが従来のJARLにはなかった新しいかつ重要な役割です。

社員は理事（理事会）から完全に独立していなければ公平な評価ができません。

定款18条には理事、理事会は社員を選出できないと定められていますがこれはいわば公益等認定委員会からの求められている必須条文で、単に選挙の独立を求めているだけでなく理事と社員の一切の利害関係の排除を求めています。

定款上は全く問題ないでしょう。

しかし、規則まで含めて法人全体のガバナンスを見たときにはもっとも基本的なレベルの問題を含んでいることを理解すべきです。

「支部長=社員」は削除すべき

いずれにしても最終的には公益等認定委員会の見解もさることながら、JARLとしてそのガバナンスのもっとも基本的な部分について見識と正義を貫くことができるかどうかを問われている問題と考えます。

ガバナンスについては政府のガイドラインにも各法人が厳格にこれを確保するよう要請があります。

支部長=社員 が いわば 自分の上司でもある地方本部長理事の任免権をもつわけで組織のガバナンスの一番基本的な部分が侵されようとしています。

公益等認定委員会の結論がどうなるかは別に、法の趣旨を深く理解し、現行のしがらみにとらわれたり卑しくも個々の利益に左右されることのないようJARLの見識として本項目（規則38条）は削除すべきです。

会員各位、外部の皆さんからも評価していただけるような内容に見直し、健全なJARLを目指そうではありませんか！

理事の皆さま監事の皆さまの良識と見識に期待いたします。

「JARLの法人としての信頼性および良識とガバナンスを守る」

これが私の最後のお願いです。

---

#### 45 J A 1 L V B 伏見 美幸氏

既に公表されている第1回～第3回までの定款・規則等改正審議委員会の協議内容及び結果について、一会員として意見を申し上げます。（なお、小生は神奈川県支部長を務めており、一般的な会員の意見に近いものと自負している。）

この委員会の協議事項は草野理事及び前田理事の両名が第518回理事会に向けて提出した文書によって名古屋総会で否決された定款・規則等の修正のために行なったものと受け止めてよろしいか？

1 この委員会で審議した事項には、公に認可されている法人の定款を始めとした諸規定について、何の知識もないものと思われるものがある。

法人にとって定款・規程・規則・要領・要項・申し合わせ等それぞれのもつ基本的な性格や役割を十分に理解したうえで発言されたい。

規程や規則によって取り決めるべき項目も定款に含むのは常識的に見ておかしい。外部から見れば失笑物である。

2 提案された改正案の内、いくつもの項目が取り下げられたが、審議委員会に参加して事務方や他の委員による説明等によって取り下げを行なうことは、自身の不勉強を露呈したものだと思われても止むを得ないと思う。

3 支部や地方本部の統廃合については取り敢えず取り下げたようだが、JARLは国内各地でアマチュア無線を始めた同行の士達が連絡を取り合い、自分達の趣味の充実と仲間の拡大に向けて組織されたものが原点と聞いている。

理事・監事・評議員や支部長たちのための組織ではない。会員のための法人でなければならない。この部分については議事録によるとキチンと理解して発言している方もいるが、理事・監事・評議員や支部長は、アマチュア無線家に良い制度環境で、安心して、さまざまな活動を行ないやすくする役割が最も期待される立場であり、特定の相手を引き摺り下ろそうとしたり、中傷したりするものではない。

全国選出理事・理事地方本部長・支部長・会員の順ではなく、逆の順でJARLは動いているという認識を持って欲しい。

従って、支部や地方本部の統廃合が実施されればJARLは機能しなくなる。

一般会員のJARL離れはさらに加速するものと思う。

4 経費削減のために地方本部長（理事）を統廃合で削減するならば、会員・支部長と直結している地方本部長をそのまま残して、全国選出の5人の理事枠を廃止するべき。現行定款20条但し書き（推薦理事）の2名を地方本部長（理事）の協議により選出し、会長・専務理事を配置すれば良い。

5 理事の年齢制限や重任制限について、審議会の中で複数の発言にもあるとおり、被選挙権は高齢を理由にして制限をするべきではない。年少者の場合は、組織運営に関する経験や知識等が成熟していない事が社会的に認識されており年少者を保護する上でも、年少者の制限と高齢者の制限を同一に考えて行なってはならない。

原会長が長い年月会長に就任している事、高齢な事をターゲットにしてこの年齢制限等の案を出したように審議会の発言で推察できるが、会長に限らず、アマチュア無線家のためにJARLの健全な運営に参加しようとする者を排除しては、JARLに民主主義が無くなる。

いま、高齢社会になっている。国内の社会福祉分野での考え方は、65歳以上の国民の人口比率が7%を超えると「高齢化社会」と云い、14%を超えると「高齢社会」と

表現している。アマチュア無線界も支部の登録クラブの報告でも殆どが高齢化して活動内容が変わってきたという発言が多い。このような中で敢えて年齢制限や重任制限を行なえば、次に続く者が出にくくなる。

年齢制限や重任制限が審議会で決められたようだが、絶対に反対である。

- 6 この、「定款・規則等改正審議委員会」の結果は、理事会へ答申されると思うが、会員から寄せられた「意見」はどのように取り扱われるのか？ 答申内容に反映されるのか？ 「ご意見を寄せていただきありがとうございました。」で終わるのか？

また、この審議委員会のメンバーである理事が、自分の提案どおり決まらないため理事会等で反対意見を発言できるかと確認を取っているが、これは手続き上おかしいのではないか？

会員から寄せられた意見も今のJAARLの理事会、委員会の議事録と共に全て公開したらどうか？

---

#### 46 JA6PL 井地義智氏

次の通り意見具申します。定款等改正意見（第3回議事録関係）JA6PL 井地義智はじめに

残念ながら、重要な「配布資料」なるものが公開されていないので、議事録だけで判断することは、容易ではありません。

今回は、「定年制」反対についてのみ意見します。

第1回及び第2回意見書の通り、「人の尊厳に関わる重要事項」に付き、反対します。申し合わせも、馴染まない事項と考えます。

私が高齢者であるから反対しているかのように、受け止められた節があるが、そうではなく「基本的人権」のうちでも、最も基本に属するものであるとの憲法的観点から主張しているものです。「被選挙権の剥奪」が法的に許容されるかの検討がなされたか、その痕跡すら見つけることはできなかった。

「思想の問題。」とされたが、まさにその通りです。

憲法が「法の下での平等」を規定しているのも、「思想」でしょう。

どうしても「定年制」を実行したいのであれば、定款に「定年制」を明記すべきです。会員全員に平等に「定年制」を適用する。年齢による「被選挙権の剥奪」を明記すべきと考えます。その上で、「適用年齢は、規則で定める。」として「公的認証」を受ける覚悟を示して下さい。

---

#### 47 JA0GTA 寺澤正雄氏

定款等改正審議ご苦労様です。

記載の項番を失念しましたが、Q50転送について意見です。

Q50転送に関して、終身会員も含めて定額にする案について、以下のように要望します。



個々の転送枚数の差異が非常に大きい(月に数千枚の局から年に数十枚の局まで、局数は後者が多いのでは)ので、定額制でなく昔のように、1枚あたりの額で転送を可能としてほしい。

額の決定に対しては、現行の経費を転送枚数で割ればよいと思う。

納入方法は、昔のようにシール or クレジット払いで行けるかと考えます。  
公平負担に配慮願いたい。

その他、定款改正に対しての方向性については、賛成します。

---

#### 48 JH0EQN 宮嶋昭一氏

アマチュア無線を始め30数年になり数年前から 信越地方本部のお手伝いをさせて頂いております。

審議委員会のメンバーであるJA1ELY草野理事(達)が、自分(達)の提案通り修正出来ないときは理事会等で反対出来るかなんて確認する何を考えているのか?常識あるのか? 聞きたい。とても良き社会人とは思えません。

アマチュア失格です!。

---

#### 49 JG1KOE 小黒常隆氏

改正に対して意見をと言うことなのですが、どの改正案に対して意見を述べればよいのかも示されない中での意見募集という異常な事態です。ですので、既に否決された議案に対する意見を述べることにいたします。

・変更内容の解説がされていない。特に下記の点については、説明が必要だ。

WEB上には従来公益法人になるべきであるという資料が多数上がっている。たとえば下記

[http://www.jarl.or.jp/Japanese/2\\_Joho/About\\_public\\_service\\_corporation\\_reform.htm](http://www.jarl.or.jp/Japanese/2_Joho/About_public_service_corporation_reform.htm)

この文書を読むと、公益法人にならなければJARLの存在意義がなくなってしまうと書かれている。なぜ一般社団法人で良いと変わったのか?この見解は誤りだったのか?

会員と社員の区別が解説されていない。たとえば、社員総会が開催されることを会員にまったく知らせる必要が無い。請求があれば決算を公開するが、請求がなければ、会費の使い道を説明する必要もない。会員とはそういうものであることを明らかにすべきだ。

役員を選出についても定款で決めていない。規則を見ると理事の候補者を選挙で選ぶとあるが、定款にその表記はない。つまり理事会の決議で規則の変更が可能であるため、会員が選挙をして理事の候補を決めるという重要な規則すら理事会が変更できる、それも過半数で変更できるのだ。

逆に理事候補者となった物も社員総会で否認できるのだ。その社員のうち、多くのものは地方本部長の配下にある支部の支部長なのだ。

組織の規定がほとんど出来ていない。理事会の決議によるという規則は規則ではない。少なくとも、予定される決議の内容を示すべきだ。少なくとも会計規則は必須である。

その他、会員と社員の二重構造からくる、現状との相違点などを早急にまとめて提示すべきである。特に現在は社員であるのに、社員としての被選挙権も失う外国籍のもの20歳未満のものなどについての明確な説明は必須である。

個人的には、理事の被選挙権と、社員としての被選挙権は分けるべきだと考える。なお18条の2項に但し書きを入れないと規則での被選挙権の定義は無効である。

- ・各種検討を加える時間は圧倒的に足りない

冒頭にも書いた通り、改定案も示されないまま、意見を募集するなど、ありえない話だ。もしも白紙から変更案を求めているならば、そう示されるべきだが、そうでもない。このような状況での意見集約は全く無効であるといっても良いだろう。

単純な文言の誤りも散見される。たとえば、規則36条、「地方本部長、支部長、監査長、会計幹事及び会計監査各一名」つまり地方本部には支部長は1人しかいないのか？それとも地方本部役員になる支部長は1人なのか？

だとすれば、それはどうやって選任するのか？実は当該地域の支部長全員という意味ではないか？文面の精査が足りない物と思われる。

この事態を招いているのは、明らかに拙速に事を運ぼうと無理をしているのが理由だとしか思えない。5月に否決された議案を元に、8月末までに修正が完了するのは大変困難である。にも関わらず11月の総会日程だけを決めるなど、常識からは逸脱した行為だとしか思えない。

11月の総会はキャンセルし、一般社団法人への移行までの全スケジュールを洗い出し、提示し、再検討をすべきだ。常識的に考えて時間が無いとはとても思えない。

- ・議案を否決された役員での再検討は無意味

この春に否決された議案は誰が作成したものなのか？それは十分検討され「この案しかない」という決定版を総会に掛けたのではないのか？その同じメンバーが多数をしめる理事会が、また別の議案を作成しているのは大きな矛盾だ。

もしも、会員の意見を聞かずに議案を作成した、ということであれば、当然、その責任をとって辞任すべきだし、十分な検討をし尽くして議案を作り否決されたとすれば、理事会そのものが否定されたと考え、これも辞任するのが社会常識だろう。

にもかかわらず、同一の会長をまたもや選出するなど、とても、責任を意識している理事会とは思えない。

- ・一部の理事に多大な圧力を掛けていると言うのは本当か？

審議会では誓約書に署名を求められたと聞いた。誓約書を求められる審議会など聞いたことがない。否決された議案を作成した関係者が多数を締める審議会でそのような書類に署名を求めるとは圧力以外の何者でもない。その点一つとっても、検討結果には多大な軋みが生じていることは確かだ。

脱法行為だという指摘については理事会の議事録にも無いが、脱法行為だという指摘が問題にされているならば、その指摘が出来ない審議会では検討の意味も無い。なお地方本部長の職務に支部を掌握するというものがあるが、それは支部の長である支部長を掌握するということにも繋がる。

理事が社員を掌握するのは明らかな脱法行為である。

ともあれ時間を掛けて再検討されることを望みます。

8/31(火) 23:09 最終受信

---

以上